

日本水稲品質・食味研究会授賞規程

- 1) 日本水稲品質・食味研究会に日本水稲品質・食味研究会賞、日本水稲品質・食味研究会功績賞、日本水稲品質・食味研究会奨励賞、並びに日本水稲品質・食味研究会技術賞を設ける。
- 2) 研究会賞は本会員中、水稲品質・食味それらの関連する学術の発展や技術の振興に顕著な業績を挙げた個人または団体に授与する。
- 3) 功績賞は本会員中、水稲品質・食味それらの関連産業の発展に長年に渡り貢献した個人または団体に授与する。
- 4) 奨励賞は本会員中、水稲品質・食味それらの関連産業の進歩に寄与する優れた研究業績をあげ、かつ将来の発展が期待される個人に授与する。ただし受賞者の年齢は、授賞年度の 11 月 1 日において満 40 歳未満とする。
- 5) 技術賞は原則として本会員中、水稲品質・食味関連産業の技術開発に顕著に貢献した団体に授与する。
- 6) 研究会賞、功績賞、奨励賞および技術賞は原則として毎年各々1件以内とする。
- 7) 研究会賞、功績賞、奨励賞および技術賞の受賞候補者の選考は授賞選考委員会において行い会長がこれを決定する。
- 8) 授賞選考委員は若干名とし、会長が委嘱する。選考委員長は選考委員の互選によるものとする。
- 9) 受賞候補者は本会員より推薦されることを原則とする。
- 10) 受賞候補者の推薦期限は授賞式に予定された日の約 3 ヶ月前とする。
- 11) 推薦に際しては受賞候補者の経歴、業績を付した推薦理由書を会長あてに送付する。
- 12) 授賞は当該年度の行事において行う。
- 13) 授賞に要する費用は、本会の経費をもってあてる。
- 14) その他、必要に応じて会長、役員会、または、選考委員会で協議して決定することができる。

平成 29 年 11 月 10 日 制定

平成 31 年 3 月 1 日 改正